

広島県立総合技術研究所における知的財産ポリシー

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

1 基本的な考え方

国内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、平成 14 年 12 月に、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進することを目的として知的財産基本法が制定された。

広島県立総合技術研究所（以下「総研」という。）においても、この法律の趣旨に則り、県民、県内の中小企業者や農林水産事業者に対して、付加価値や競争力を持った地域イノベーションの創出及び県民の生活の安全と安心の実現に向けた危機事態への対応に関する研究開発や技術支援といった使命を果たすため、研究開発成果を県民の知的財産（権）として、最大限の権利化を図る、適切に管理する、また、その知的財産（権）を県民及び企業等のために活用するといった、いわゆる「創造」「保護」「活用」の知的創造サイクルを適切に機能させることが重要である。

2 定義

(1) 知的財産

この指針において「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）（注 1）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

(2) 知的財産権

この指針において「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

(3) 中小企業者

この指針において「中小企業者」とは中小企業基本法第 2 条に定義される者をいう。

(4) 農林水産事業者

この指針において「農林水産事業者」とは農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事する者をいう。

(5) 県内企業者

この指針において「県内企業者」とは、広島県内に本社又は事業所が所在する企業、農林水産関係法人・団体等をいう。

（注 1） 試薬、材料、試料（微生物株、細胞株、ウイルス株、核酸、タンパク質、脂質、新材料等）、

動植物、試作品、実験装置、各種研究成果情報を記録した電子又は紙記録媒体等の有体物を含む。

3 研究テーマの設定

国の政策、県の施策、総研のミッションを勘案し、また、社会・経済の動向をとらえ、技術移転先となる企業、農林水産事業者等にとって魅力ある研究テーマを設定する。

そのためには、他の企業や大学等の研究開発内容との重複防止や他者権利の侵害回避を図り、上記テーマを事業化に結び付けるための事業化モデル・シナリオの構築が重要であり、企業動向・ニーズの把握並びに論文及び特許公報等による先行技術調査を実施する必要がある。

4 知的財産等の権利化

(1) 国内における権利化

県内企業、農林水産事業者等が総研の研究成果、知的財産を活用し、その事業活動を優位に展開できるよう、次の視点に基づき、権利化を図る。なお、発明者は、知的財産の権利化の可能性のある研究成果について、原則、出願公開前に論文発表等による公開は行わないこととする。

ア 将来の共同研究等を優位に進めるための基本的な技術等。

イ 事業化・商品化に結び付く技術、意匠、著作物等（利用関係にある技術等については、実施者が権利侵害の対象とならないよう、事前に利用関係の把握と整理が必要）。

ウ 農林水産業における他産地との差別化、高付加価値化、収量増加が期待される技術、新品種等。

エ 上記アからウの普及、事業展開を促進する上で、総研が保有する必要がある商標等。

なお、企業等と共同で出願を行う場合は、権利化に向けた支援を行うこととする。出願、権利化に係る費用は、原則、共同出願者の負担とし、総研への不実施補償料の納付、第三者への実施許諾の可否について研究開始時点から協議し、出願までに決定する。

(2) 海外における権利化

海外における権利化には、多額の費用と労力及び時間を必要とするため、実施希望者による全額費用負担がある場合を除き、行わない。

(3) 公開せず秘匿するもの

(1) の権利化の視点に該当するものの、公開することで、その有用性が低下する等の可能性が高いものは、公開せず秘匿し、ノウハウ等の技術情報として管理し、公知化を防止する。

(4) 権利化しないもの

(1) に該当せず、かつ今後の知的財産権の取得等を阻害しない研究成果であって公開することが有利なものは、論文、研究報告書、ホームページ等で公開することを可能とする。

5 知的財産等の活用

研究開発の成果である知的財産及び知的財産権は、県民全体の財産であり、その実施に当たっては透明性・公平性を確保しつつ、技術移転・普及することにより県民に還元することを第一とする。ただし、人の安全・安心に寄与する公的機関の実施に対しては、特に配慮した措置をとる。

(1) 県内への実施許諾

ア 原則、非独占的通常実施権を有償により許諾する。

- イ 農林水産事業者に対しては、経営基盤、行政施策推進の観点から許諾条件等において配慮した措置をとる。
- (2) 県外への実施許諾
- 原則として次のいずれかにあてはまる場合、県外企業者等に対し実施許諾を行う。ただし、農林水産業事業者に対しては、配慮した措置をとる。
- ア 県内企業者等の実施が見込まれない場合。
 - イ 県内企業者等の事業継続が阻害されないことが明確な場合。
 - ウ 市場の拡大や県内企業者等の市場参入機会の増大等、波及効果が見込まれる場合。
- (3) 共有する知的財産権の活用
- 共有権者の実施に関して、共同研究契約及び共同出願契約等のほか、県有財産の貸付に関する規定に準じ、原則、実施料相当額を不実施補償料として共有権者に求める。

6 知的財産等の管理

県民全体の財産である知的財産権及び知的財産は、活用の視点のほか、費用対効果を十分考慮して維持・管理を行う必要がある。このため、権利取得から一定期間を経て活用の実績がない権利等は消滅または譲渡の処分を行う。また、共同で成した権利等については共有者と協議し決定する。

- (1) 単独で保有する権利等の維持
- 次のいずれかに該当する場合、権利等を維持する。
- ア 実施許諾契約の締結または実施許諾契約の締結に向けた協議が進行しているもの。
 - イ 権利等を活用した新たな発明の創出、共同研究、技術移転が継続しているもの。
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、県の施策上、維持の必要性が特に認められるもの。
- (2) 共同で保有する権利等の維持
- 次のいずれかに該当する場合、共有者と共同、または共有者から譲渡を受け、権利等を維持する。なお、共有知的財産権の維持に要する費用は、原則、共有者の全額負担とする。
- ア 共有者が権利等を実施し、総研に不実施補償料を納付しているもの。
 - イ 共有者が消滅の意思を示した場合、当該権利等を活用した発明及び研究または事業化の可能性並びに費用対効果を十分に考慮し、共有者から譲渡を受けることが妥当と判断されるもの。
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、県の施策上、維持の必要性が特に認められるもの。
- (3) 侵害、訴訟への対応
- 総研が所有する権利等が侵害を受けた時、または総研が他者から権利等の侵害を指摘された場合は、共有者、特許実施権者、弁護士及び弁理士と連携して適切な対策を講じる。